



第2次小城市男女共同参画プラン さくらプラン

男女がともに認めあい、支えあい、
希望あふれる小城市をめざして

平成 29 年 3 月



男女がともに認めあい、支えあい、
希望あふれる小城市をめざして



人口減少及び少子高齢化の進展、家族形態の多様化など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化してきています。こうした変化に対応していくには、家庭、仕事、地域活動など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開し、すべての人がともに夢や希望を実現することが出来る男女共同参画社会の実現が不可欠です。

小城市では、平成 19 年 3 月に「小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定し、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」を基本目標として、様々な施策を展開してまいりました。

平成 27 年 9 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、男女が共に仕事と生活の調和が取れた働き方ができ、すべての人にとって暮らしやすい持続可能な社会をつくるためにも、男女共同参画の推進が重要になっています。

このような状況を踏まえ、本市では、これまで推進してきたプランの考え方を継承、発展させるとともに、更なる男女共同参画の推進を図るため「第 2 次小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定いたしました。

今後も、市民の皆様はじめ、事業者、関係機関や各種団体の皆様とともに、男女共同参画社会の実現を目指し、本プランの着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、ご提言いただきました小城市男女共同参画審議会委員の皆様はじめ、市民・中生意識調査やワークショップで多くの貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

小城市長 江里口 秀次

- 目次 Contents -

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の背景と目的	1
(1) プランの趣旨	1
(2) プランの位置付け	1
(3) プランの構成	2
(4) プランの期間	2
(5) プランの推進	2
(6) プランの名称	2

第2章 小城市の現状

1. 小城市の現況	3
(1) これまでの取り組み	3
(2) 社会情勢の変化	4
2. 男女共同参画に関する意識調査	6
(1) 調査の概要	6
(2) 市民・中学生の意識	7

第3章 プランの内容

1. プランの体系	21
2. プランの考え方（目標）	23
3. 施策の展開	24
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	24
施策の方向（1） 男女平等の意識啓発	
施策の方向（2） 男女共同参画に関する教育・学習の推進	
基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり	31
施策の方向（1） 家庭や地域における男女共同参画の推進	
施策の方向（2） 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり	37
「小城市女性の活躍推進計画」	
施策の方向（1） 女性の活躍推進と男性の意識改革	
施策の方向（2） ワーク・ライフ・バランスの推進	
施策の方向（3） 働く場における男女共同参画の推進	

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	・・・・・・・・・・46
施策の方向（１） 生涯を通じた心と身体健康づくりの推進	
施策の方向（２） 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり	
施策の方向（３） ハラスメント等の防止	
基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり	・・・・・・・・・・53
「小城市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援基本計画」	
施策の方向（１） DVを許さない意識づくりの推進	
施策の方向（２） 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実	
施策の方向（３） 関係機関の連携・協力	

第4章 協働と連携

1. 市民及び事業者等との協働と連携	・・・・・・・・・・62
2. 国・県等との連携	・・・・・・・・・・62

附属資料

1. 男女共同参画社会基本法	・・・・・・・・・・63
2. 佐賀県男女共同参画推進条例	・・・・・・・・・・69
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	・・・・・・・・・・74
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	・・・・・・・・・・86
5. 小城市男女共同参画審議会 委員名簿	・・・・・・・・・・95
6. 第2次小城市男女共同参画プラン 策定経過	・・・・・・・・・・96
7. 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）	・・・・・・・・・・97
8. 用語解説	・・・・・・・・・・100

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の背景と目的

(1) プランの趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会です。

こうした社会を形成するには、男女が共に将来に夢を持ち、互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野に共に参画して、喜びも責任も分かち合うことが重要です。

我が国においては、平成11年（1999年）に男女平等の実現に向けた取り組みをより進めるとともに、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応するため、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として取り組まれています。

小城市においては、平成19年（2007年）3月に、「小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。

こうした取り組みを経て、少しずつその成果が上がり始めていることが見受けられますが、ライフスタイルや世帯構造の変化などにより、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、固定的性別役割分担意識や様々な社会制度・慣行は依然として根強く残っており、男女共同参画や女性の活躍が進まない一因となっています。

以上のような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取り組みを推進するため「第2次小城市男女共同参画プラン」を策定するものです。

(2) プランの位置付け

- ① 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、今後、小城市が取り組むべき施策の方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策（基本事業）の実施計画としての役割を果たすものです。
- ② 本プランの「基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「市町村推進計画」と位置付けます。
- ③ 本プランの「基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」と位置付けます。
- ④ 本プランは、小城市の長期計画である「第2次小城市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための具体的な取り組みの方向性を示すものです。

(3) プランの構成

本プランは、男女共同参画社会の実現に向け、小城市が目指す「目標」及び5つの「基本目標」、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って「基本事業」と今後5年間に推進する具体的な「事業」を示しています。

(4) プランの期間

本プランの期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの5か年とします。

(5) プランの推進

① 市役所内の推進体制

市役所内の推進組織である「小城市男女共同参画推進本部」（本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、委員：全部長）において、プランの進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的かつ効果的に推進します。

② 男女共同参画審議会

本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置している「小城市男女共同参画審議会」において、小城市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること、プランに基づく施策の実施状況に関することを審議します。

③ プランの進行管理と進捗状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けてプランの進行管理を行うとともに、実施状況を市民に公表します。

(6) プランの名称

平成 19 年に策定した「小城市男女共同参画プラン」は、名称を公募し「さくらプラン」と名付けています。桜（さくら）は市の木、花として制定され市民に親しまれており、小城市の男女共同参画が、淡いピンク色の花から、複数の美しい実をつける実桜（さくらんぼ）のように実りある計画となるようにとの願いが込められています。

上記の考え方を継承し「第2次小城市男女共同参画プラン」の名称も「さくらプラン」とします。

第2章 小城市の現状

1. 小城市の現況

(1) これまでの取り組み

小城市では、平成 17 年（2005 年）年 7 月に、市役所内の推進体制として市長を本部長とし、副市長・教育長及び部長級で構成する「小城市男女共同参画推進本部」を設置し、同年 10 月には、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に定める「市町村男女共同参画計画」を策定するにあたり「小城市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置しました。

市民及び中学生に対する意識調査により現状や課題の把握を行い、小城市が目指すべき目標やその実現に向けた施策の方向について協議を重ね、平成 19 年（2007 年）3 月に「小城市男女共同参画プラン さくらプラン」【計画期間:平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）】を策定しました。

プランの3つの政策と 20 の施策に基づき、男女共同参画についての研修会の開催や市職員・市民に対する意識啓発を行うなど、男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

その後、平成 22 年（2010 年）に実施した市民に対する意識調査により、現状を把握するとともに課題の整理と目標値の検証を行い、平成 23 年度（2011 年度）に、平成 24 年度（2012 年度）から平成 28 年度（2016 年度）を目標とした後期重点項目と目標値の設定を行いました。

また、平成 25 年（2013 年）3 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に定める「小城市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援基本計画」【計画期間:平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）】を策定し、庁内関係部署、関係機関と連携を図りながら、総合的にDV対策を推進してきました。

(2) 社会情勢の変化

① 家族構成の変化

平成 27 年国勢調査第 1 次基本集計結果によると、小城市の世帯数＜一般世帯＞は平成 17 年調査 13,834 世帯から 14,731 世帯に増加しています。しかし、世帯＜一般世帯＞当たり人員は、3.27 人から 2.96 人に、3 世代世帯数も 2,873 世帯（世帯総数の 20.77%）から 2,232 世帯（同 15.15%）に減少しています。一人暮らし高齢者世帯は、増加して 951 世帯（同 6.87%）から 1,258 世帯（同 8.54%）となっています。夫婦のみの世帯は、2,446 世帯（同 17.68%）から 2,921 世帯（同 19.83%）と増加しており、夫婦と子どもからなる世帯は、4,633 世帯（同 33.49%）から 4,628 世帯（同 31.42%）と減少しています。夫婦と子どもからなる世帯で 18 歳未満の子どもがいる世帯では、2,706 世帯（同 19.56%）から 2,566 世帯（同 17.42%）と減少傾向にあります。18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯（核家族）については、354 世帯（同 2.56%）から 371 世帯（同 2.52%）と世帯数は増加しています。

このことから小城市においても、核家族化や少子・高齢化により家族構成が変化していることが見受けられます。

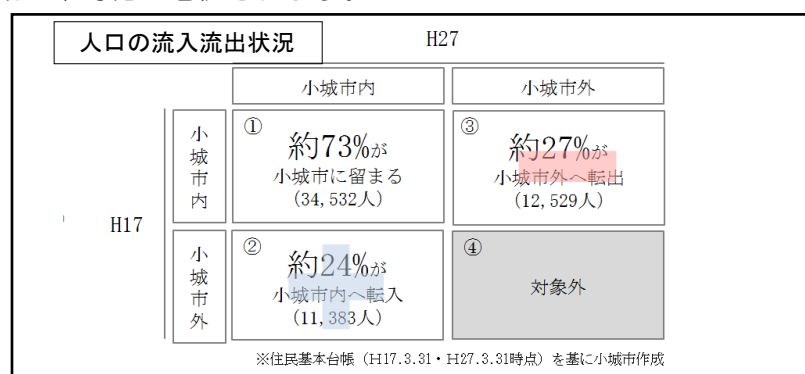
	平成 17 年	平成 27 年	比較
世帯数＜一般世帯＞	13,834 世帯	14,731 世帯	897 世帯
世帯＜一般世帯＞当たり人員	3.27 人	2.96 人	△0.31 人
3 世代世帯数	2,873 世帯	2,232 世帯	△641 世帯
一人暮らし高齢者世帯	951 世帯	1,258 世帯	307 世帯
夫婦のみの世帯	2,446 世帯	2,921 世帯	475 世帯
夫婦と子どもからなる世帯	4,633 世帯	4,628 世帯	△5 世帯
18 歳未満の子どもがいる夫婦と子どもからなる世帯	2,706 世帯	2,566 世帯	△140 世帯
18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯（核家族）	354 世帯	371 世帯	17 世帯

（国勢調査）

② 地域社会の変化

平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の人の流れを整理すると、小城市内に留まった人が約 73%（①）で、市内へ転入した人が約 24%（②）、市外へ転出した人は約 27%（③）でした。

この結果から、市民のうち 4 人に 1 人が小城市に住んで 10 年以内であり、市民が入れ替わることにより市民ニーズも変化していることが考えられます。また、コミュニティ意識や連帯意識の希薄化も危惧されます。



（平成 27 年 11 月策定 小城市まち・ひと・しごと総合戦略より）

③ 就業構造の変化

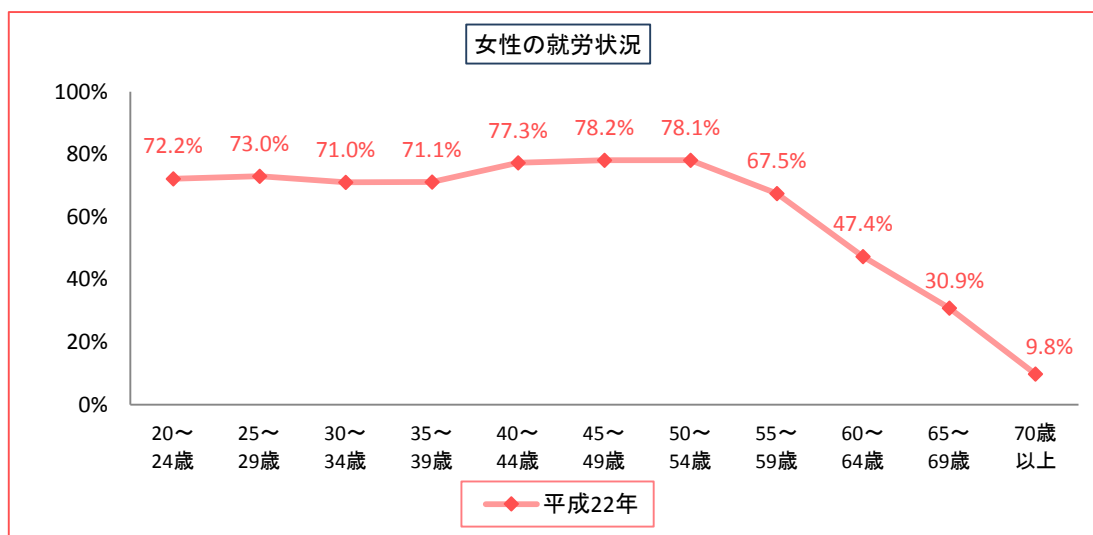
平成 22 年国勢調査第 2 次基本集計結果によると、小城市では 25 歳～54 歳の男性の労働力人口は、平成 17 年調査の 8,320 人（総労働力人口の 34.84%）から 7,606 人（同 32.30%）と減少しており、女性の労働力人口も 6,817 人（同 28.54%）から 6,680 人（同 28.37%）と若干減少しています。また、男女の高齢者の労働力人口は、2,168 人（同 9.08%）から 2,218 人（同 9.42%）と増加傾向となっています。

25 歳～54 歳の就業者総数に占める女性の割合は、平成 17 年調査の 45.12%（6,490 人）から 47.37%（6,440 人）と割合は若干増加しており、女性の半数近くが就労していることになります。

また、女性の就労状況で、国の統計で表れているような出産・育児期にあたる 30 歳代に一時くぼみ（一時的な就労率の低下）、その後子育てが一段落する 40 歳代にかけて就労率が持ち直すいわゆる「M字カーブ」は、小城市では非常に緩やかになっています。

	平成 17 年	平成 22 年	比較
労働力人口(25 歳～54 歳・男性)	8,320 人	7,606 人	△ 714 人
〃 (25 歳～54 歳・女性)	6,817 人	6,680 人	△ 137 人
〃 (高齢者)	2,168 人	2,218 人	50 人
就業者総数(女性)	6,490 人	6,440 人	△ 50 人

（国勢調査）



（国勢調査）

2. 男女共同参画に関する意識調査

本プランの策定にあたり、小城市における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料とするために「男女共同参画に関する市民意識調査」と「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

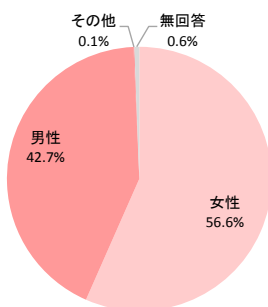
	市民意識調査	中学生意識調査
調査方法	調査票による郵送調査	学校での配布回収
調査時期	平成 28 年 2 月	平成 28 年 2 月
調査対象	小城市内に居住する 満 19 歳以上の市民	小城市内の中学校に通学する 中学2年生
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	悉皆調査
調査対象者数	2,000 人	461 人
有効回答数	707 人	441 人
有効回答率	35.35%	95.66%

集計上の注意

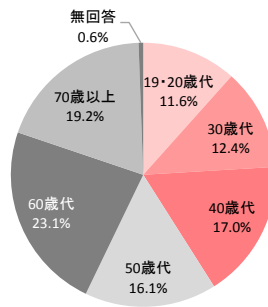
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は、小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図表の「H17」は平成17年度、「H22」は平成22年度、「H27」は平成27年度を表しています。

市民意識調査

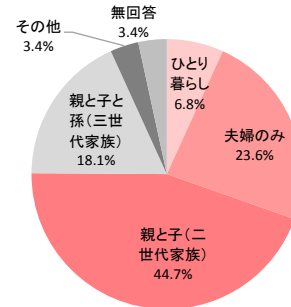
性別



年代

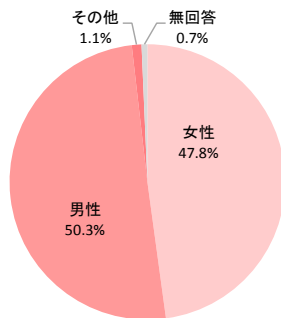


家族構成

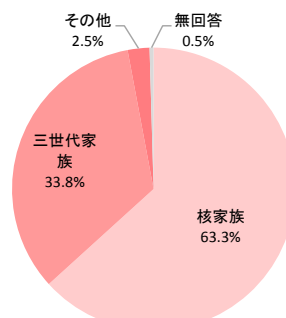


中学生意識調査

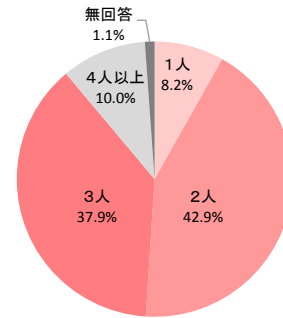
性別



家族構成



兄弟姉妹

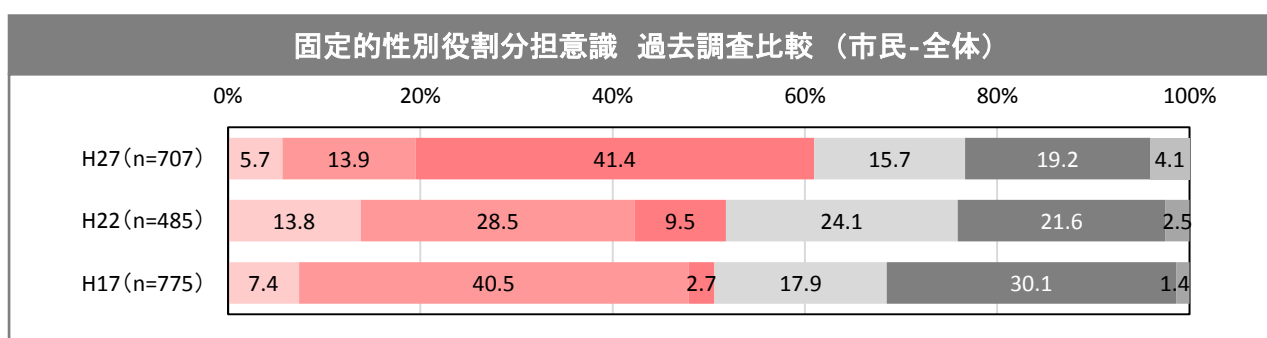
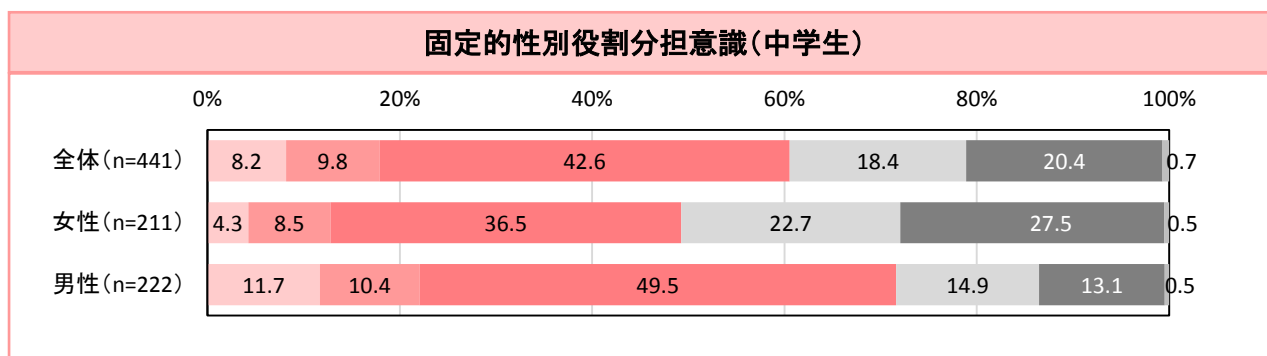
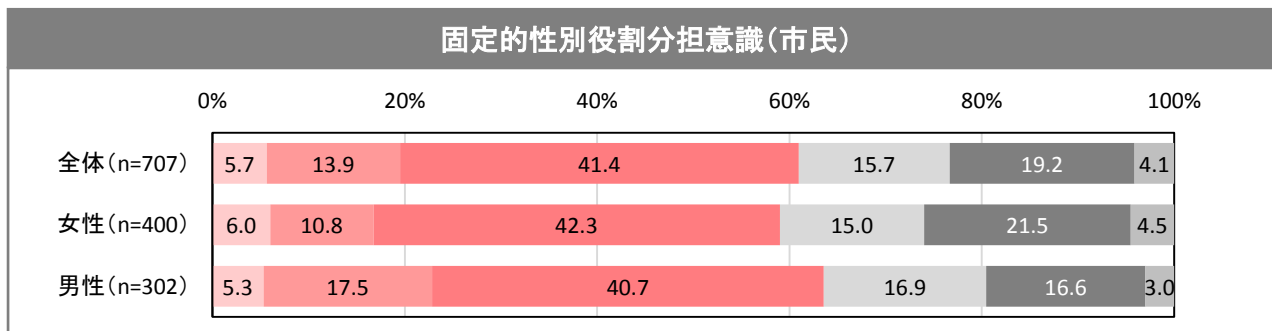


第2章 小城市の現状

(2) 市民・中学生の意識

① 固定的性別役割分担意識について

「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識については、市民、中学生ともに、『反対』（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）を上回っています。中学生の性別でみると、女性は『反対』が5割以上となっていますが、男性は3割弱となっており、中学生の女性と男性の考え方に開きがあります。

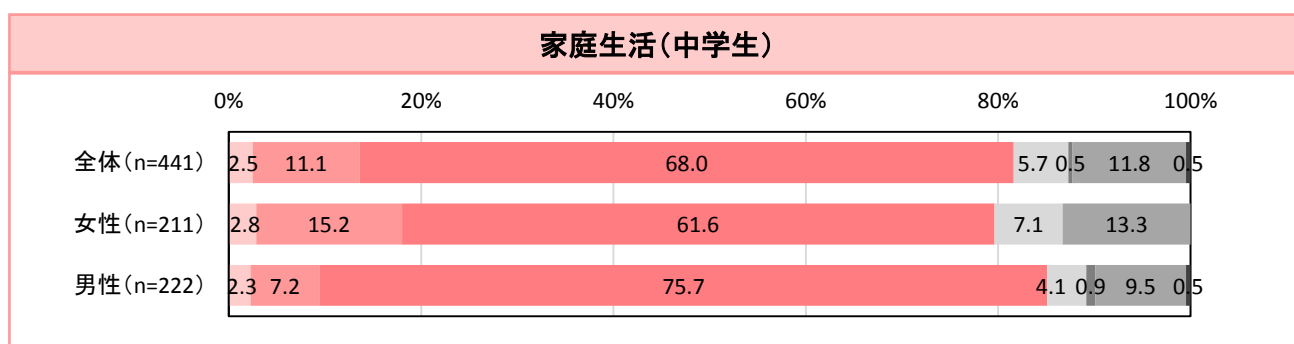
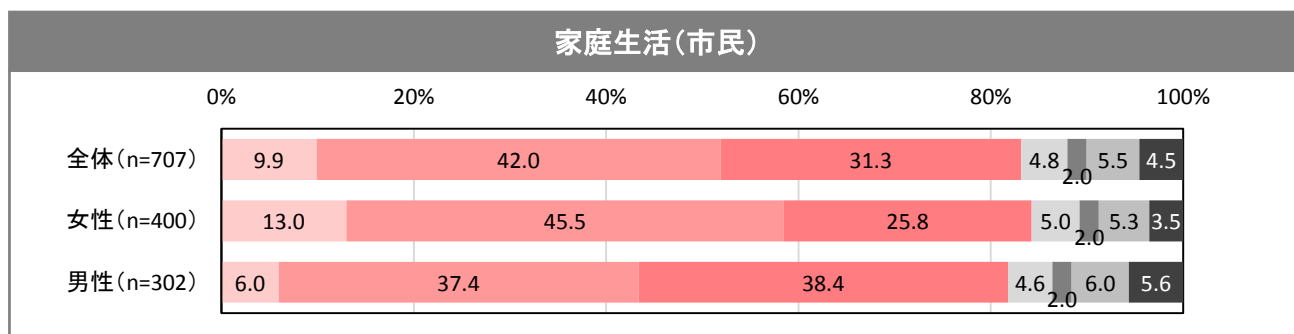


■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらともいえない ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ 無回答

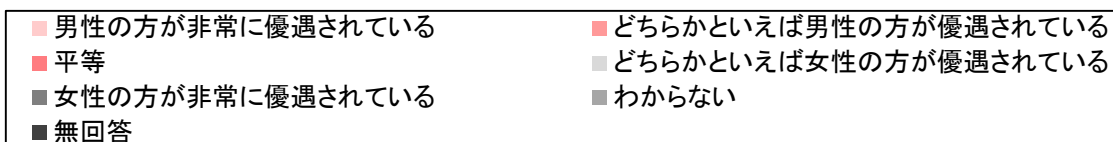
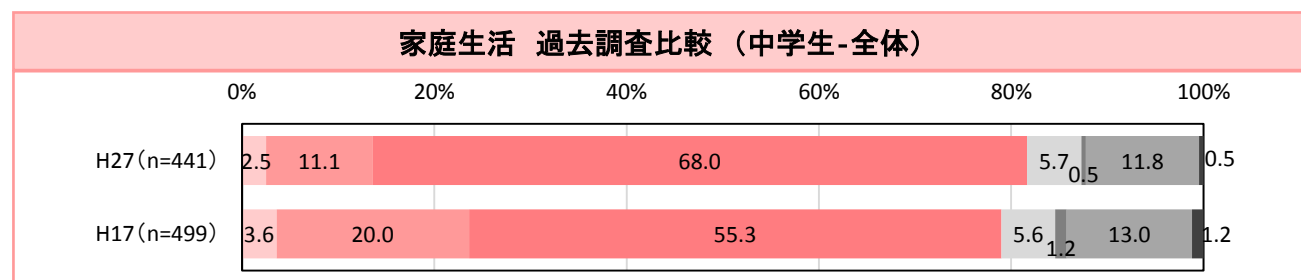
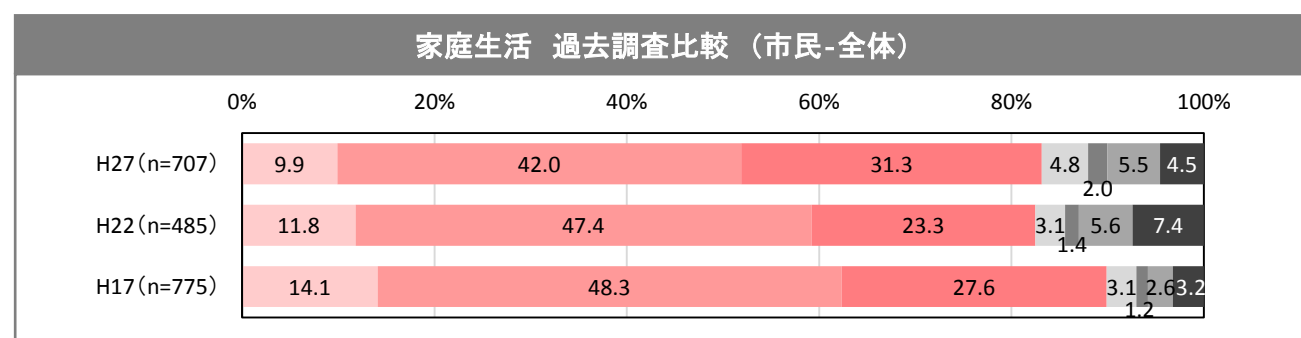
※ H17 と H22 の調査では、「どちらともいえない」ではなく「わからない」で集計しているため、グラフ中の「どちらともいえない」の割合は、「わからない」と回答した人の割合を使用しています。

② 男女平等意識について

家庭生活の場における男女の平等感は、市民をみると、「平等」と感じている割合は 3 割程度ですが、中学生は、7 割近くが「平等」と感じており、市民と中学生の平等感に大きな開きがあります。

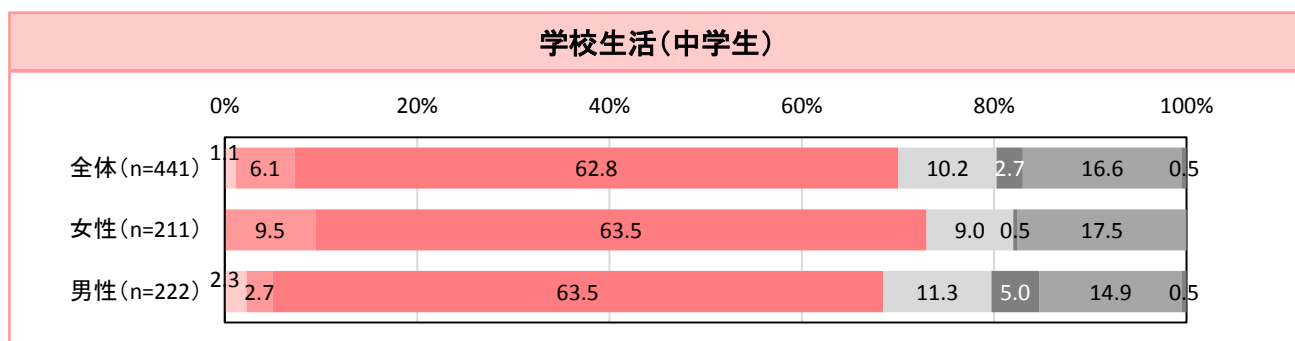
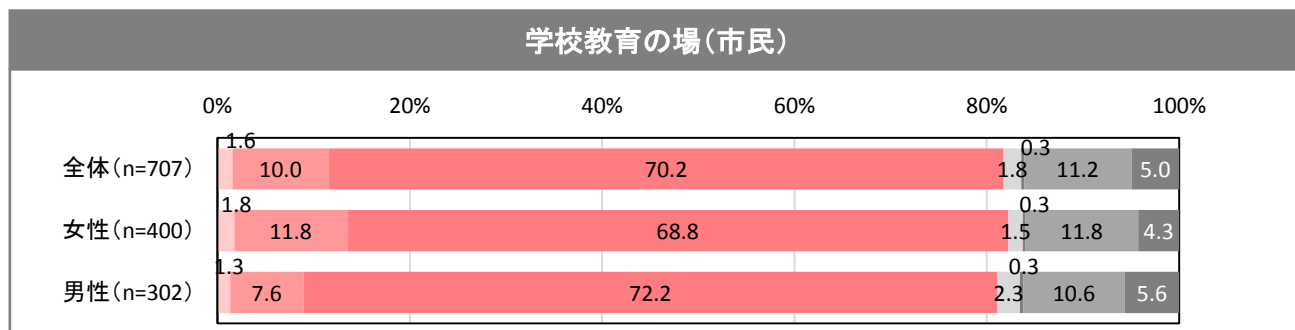


過去の調査との比較では、市民、中学生ともに『男性の方が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と感じている割合が減少し、「平等」と感じている割合が増加しています。

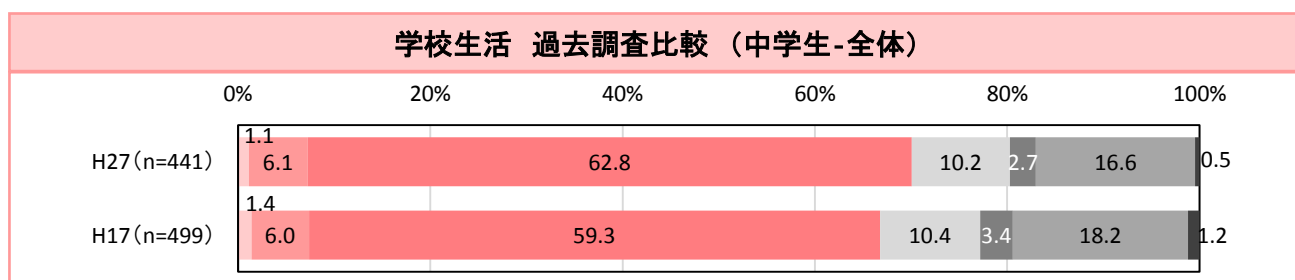
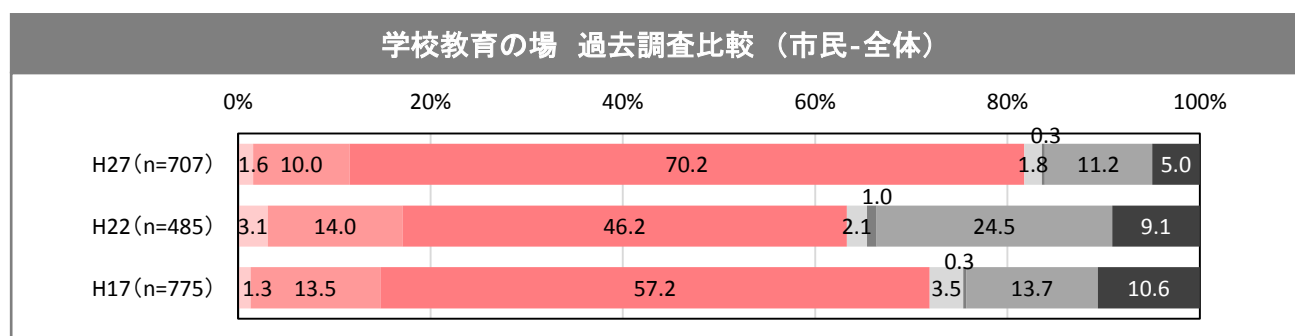


第2章 小都市の現状

学校教育や学校生活の場における男女の平等感は、市民・中学生ともに「平等」と感じている割合が高くなっています。しかし、『女性の方が優遇されている』（「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と感じている男女の割合をみると、市民での差はありませんが、中学生では、特に男性で『女性の方が優遇されている』と感じている割合が高くなっています。

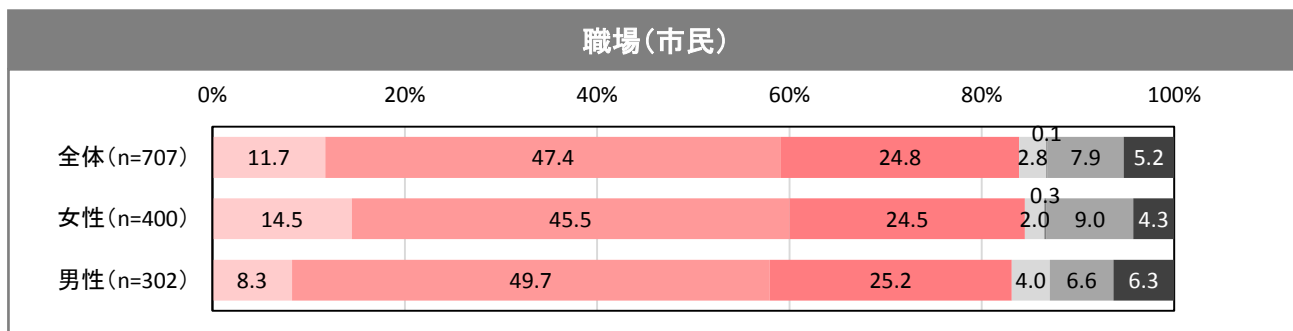


過去の調査との比較では、市民、中学生ともに「平等」と感じている割合が増加しています。

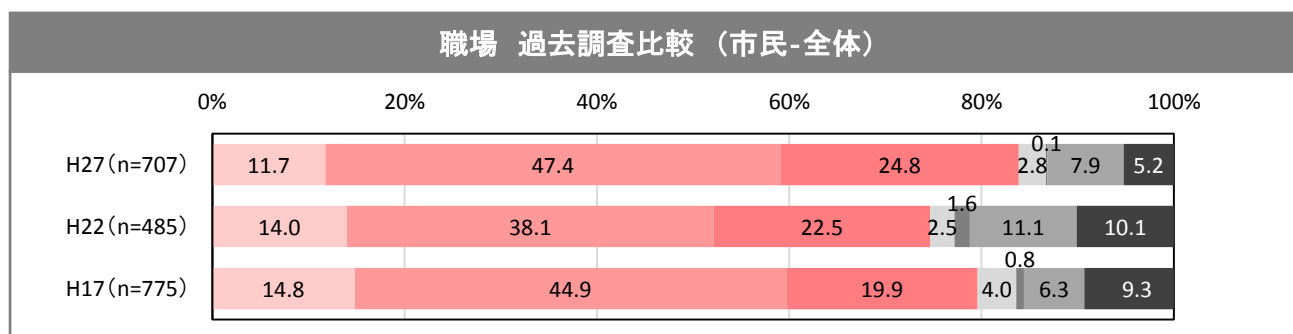


- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

職場における男女の平等感は、女性・男性ともに『男性の方が優遇されている』と感じている割合が6割程度と高くなっています。



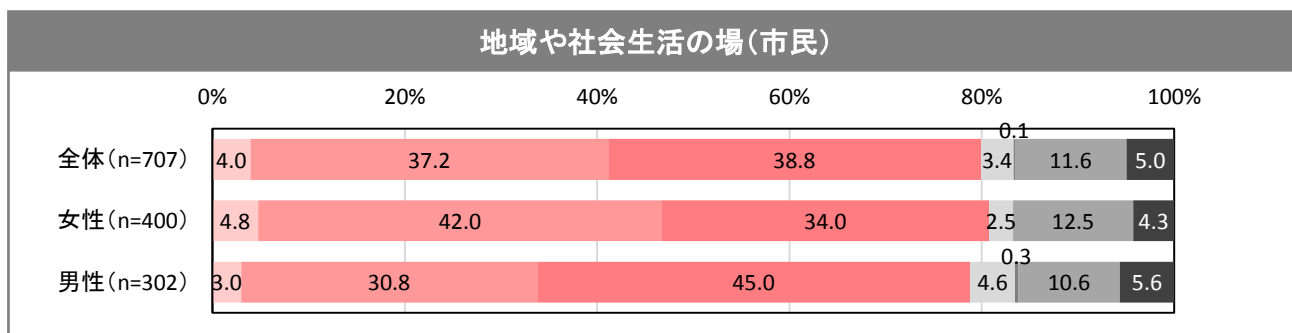
過去の調査との比較では、『男性が優遇されている』と感じている割合が若干減少し、「平等」と感じている割合が増加しています。



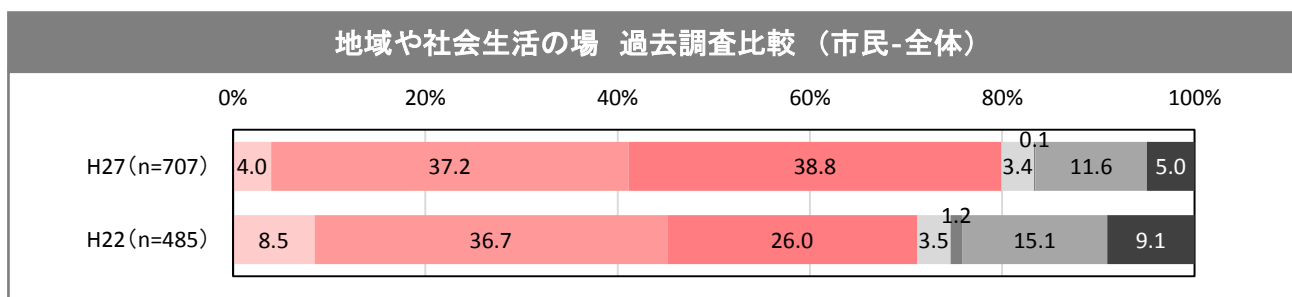
- | | |
|-------------------|------------------------|
| ■ 男性の方が非常に優遇されている | ■ どちらかといえば男性の方が優遇されている |
| ■ 平等 | ■ どちらかといえば女性の方が優遇されている |
| ■ 女性の方が非常に優遇されている | ■ わからない |
| ■ 無回答 | |

第2章 小都市の現状

地域や社会生活の場における男女の平等感は、「平等」と感じている割合は女性で 35% 程度、男性で 45%程度と、女性と男性の平等感に約 10%の開きがあります。



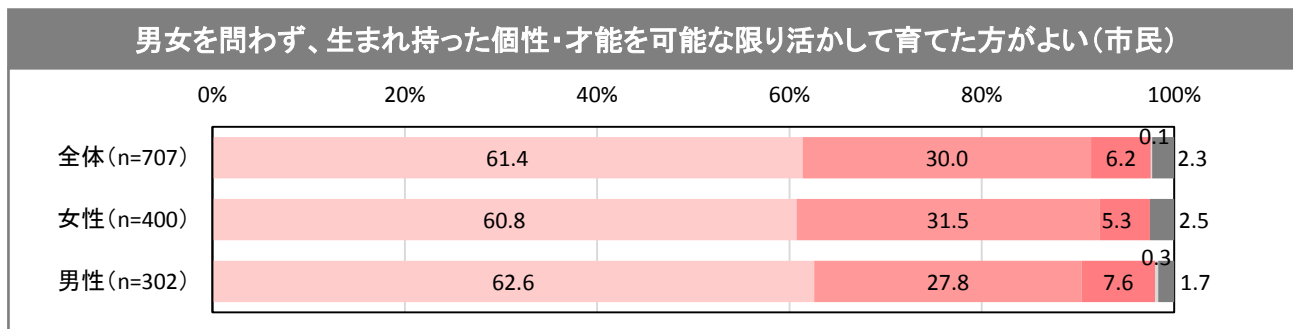
過去の調査との比較では、「平等」と感じている割合が 10%以上増加しています。



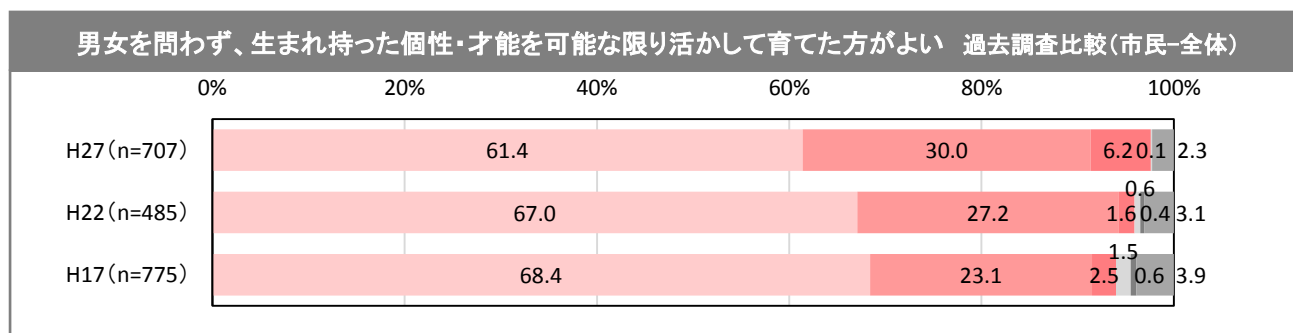
- | | |
|-------------------|------------------------|
| ■ 男性の方が非常に優遇されている | ■ どちらかといえば男性の方が優遇されている |
| ■ 平等 | ■ どちらかといえば女性の方が優遇されている |
| ■ 女性の方が非常に優遇されている | ■ わからない |
| ■ 無回答 | |

③ 教育・子育てについて

「男女を問わず、生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよい」という考え方に『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）する割合は、女性、男性ともに9割を超えています。



過去の調査との比較では、「賛成」と考えている割合が減少し、「どちらかといえば賛成」と考えている割合が増加しています。



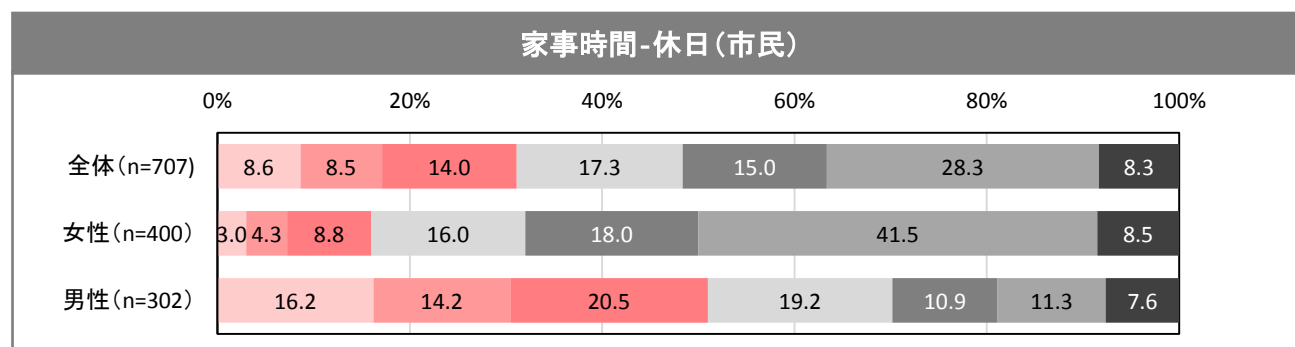
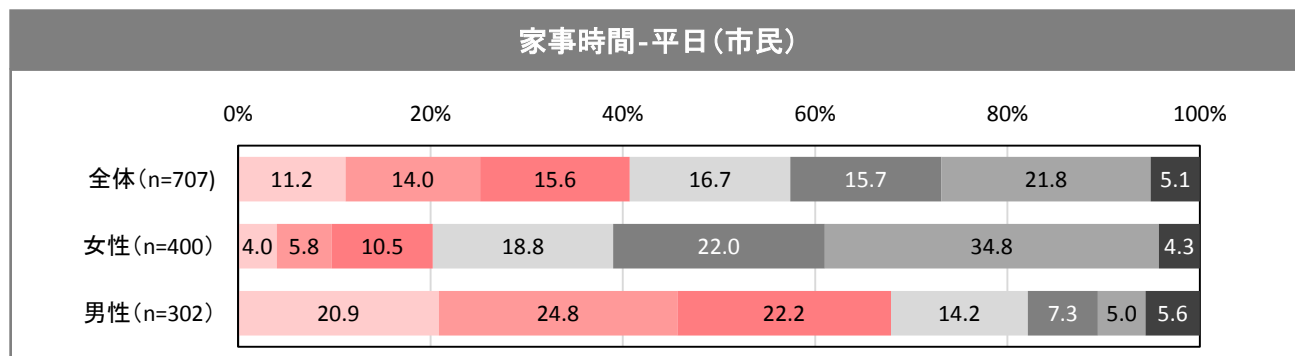
■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらともいえない ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ 無回答

第2章 小城市の現状

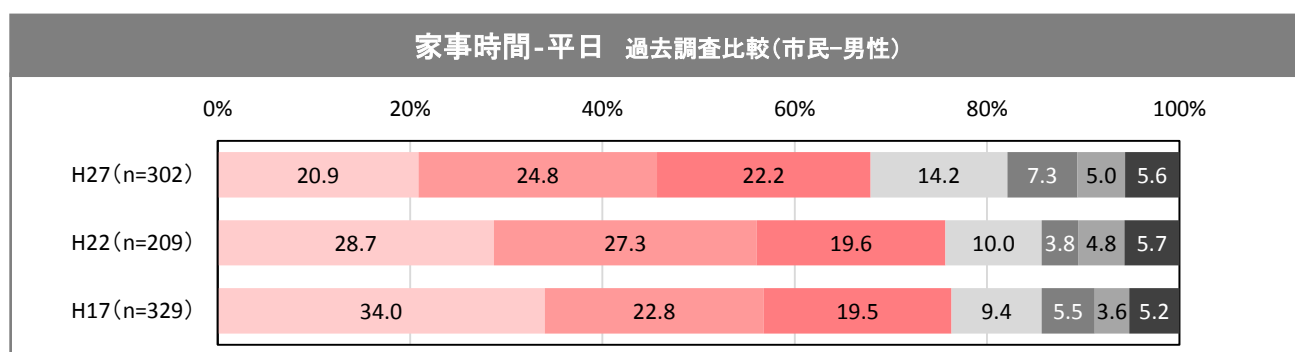
④ 家事時間について

平日1日の平均家事時間は、男性で45%程度の人が「全くしていない」または「30分未満」と回答していることに対し、女性は「3時間以上」と回答している割合が35%程度となっており、家事においては女性の負担が大きいことがわかります。

また、休日の家事時間でも、女性の家事の負担割合が大きくなっていますが、女性、男性ともに平日より休日の方が家事時間が長くなっています。

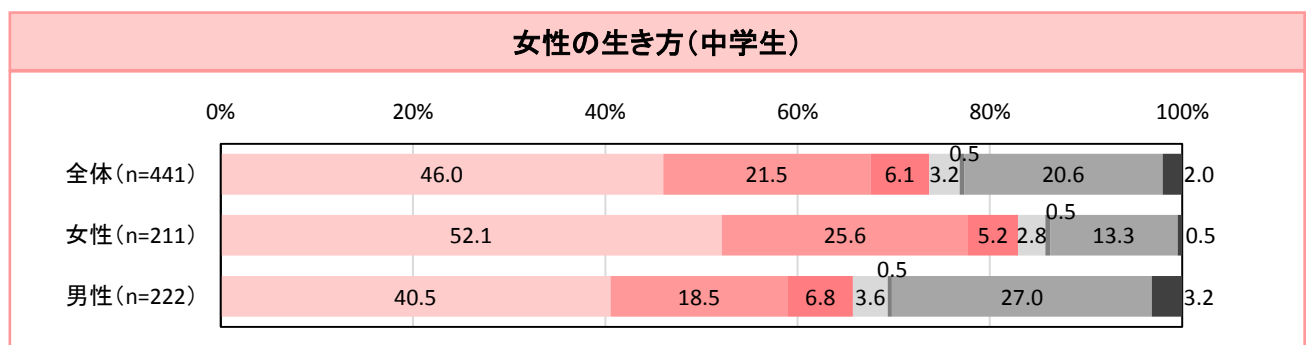
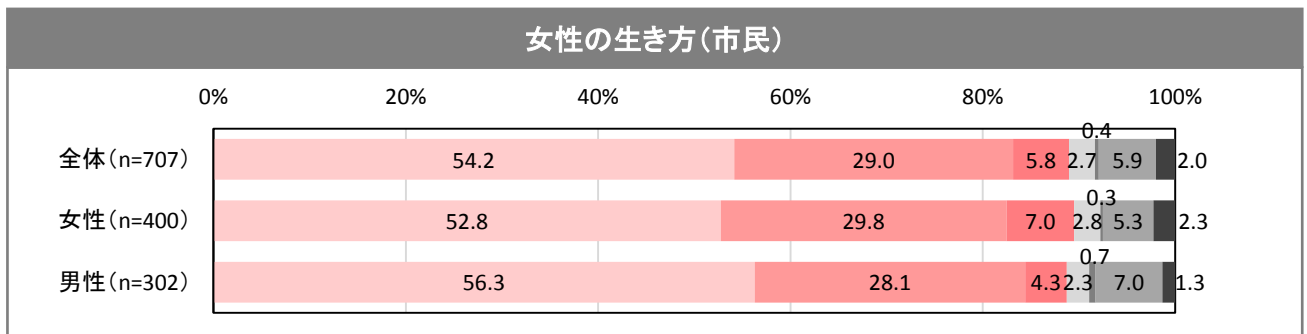


過去の調査との比較では、男性の平日1日の家事時間は「全くしていない」と回答しているの割合が減少し、家事時間が長くなっています。



⑤ 女性の生き方について

女性の生き方については、市民、中学生ともに「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと職業を持ち続ける方が良い」と考えている割合が、5割前後と高くなっています。

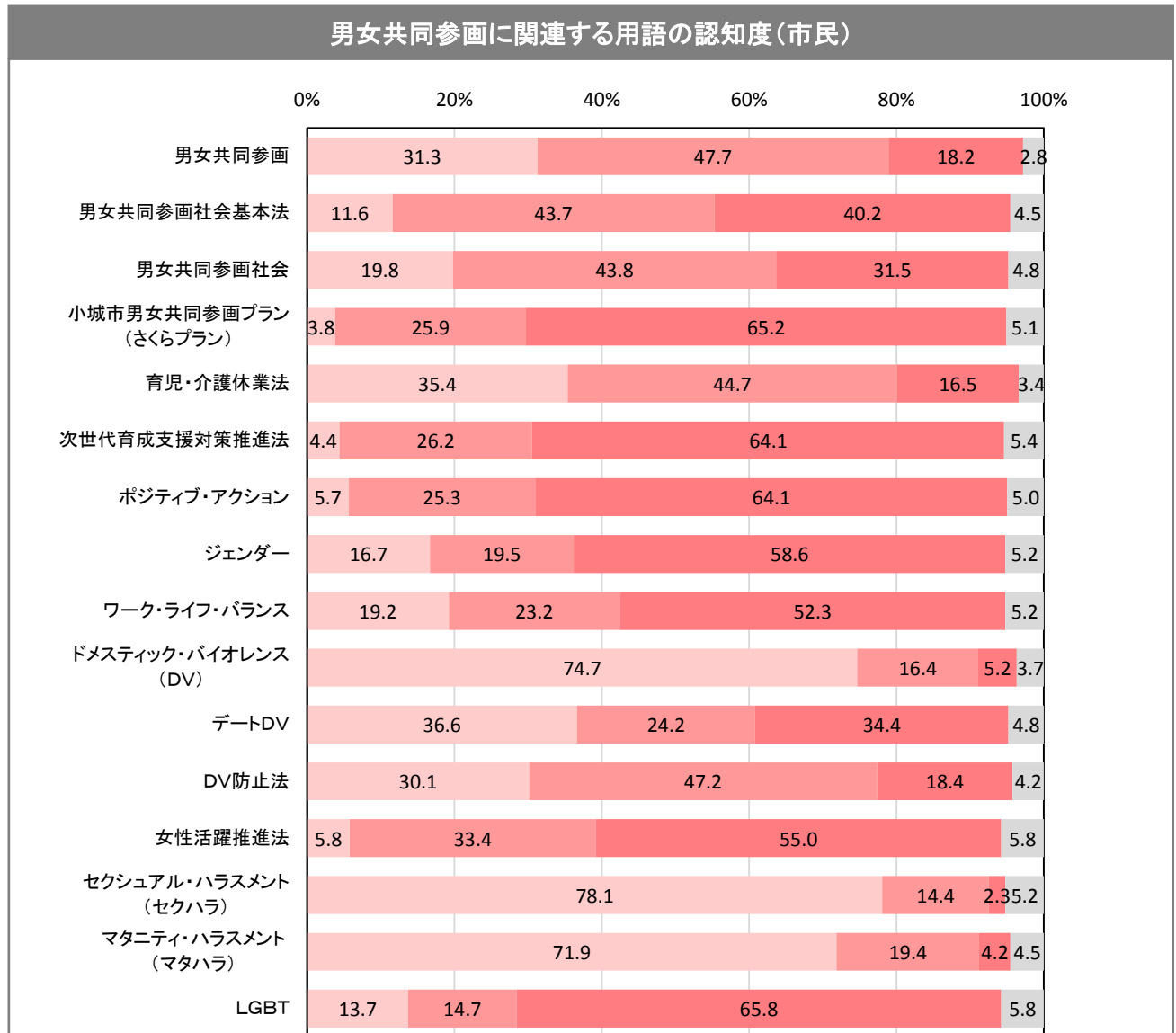


- 子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと職業をもち続ける方がよい
- 子どもができたら職業をやめ、大きくなったらふたたび職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 女性は職業をもたないで、家事に専念する方がよい
- わからない
- 無回答

第2章 小城市の現状

⑥ 男女共同参画に関連する用語の認知度について

市民では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」といった近年マス・メディアなどでも頻繁に見聞きするようになった言葉以外の用語に関しては、認知度は低くなっています。



■ 聞いたことがあり、内容まで知っている

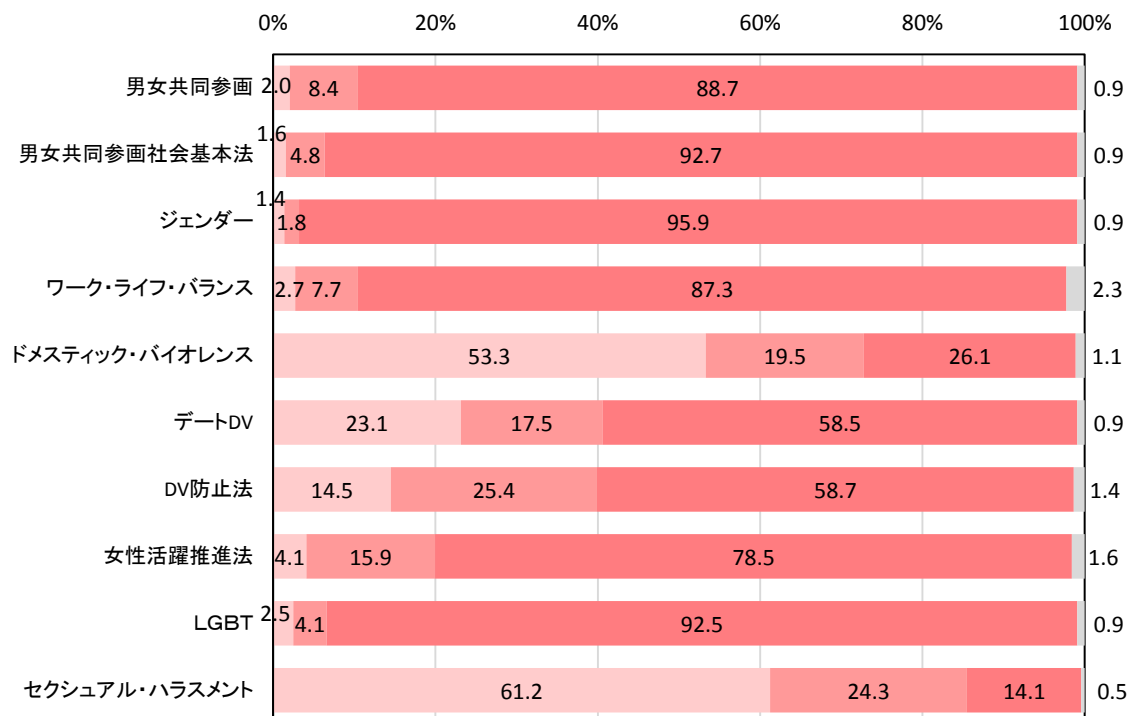
■ 聞いたことはあるが、内容は知らない

■ 聞いたことがない

■ 無回答

中学生では、市民同様「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」といった用語の認知度は高いものの、それ以外の用語に関しては認知度が低くなっています。

男女共同参画に関連する用語の認知度（中学生）



聞いたことがあり、内容まで知っている

聞いたことはあるが、内容は知らない

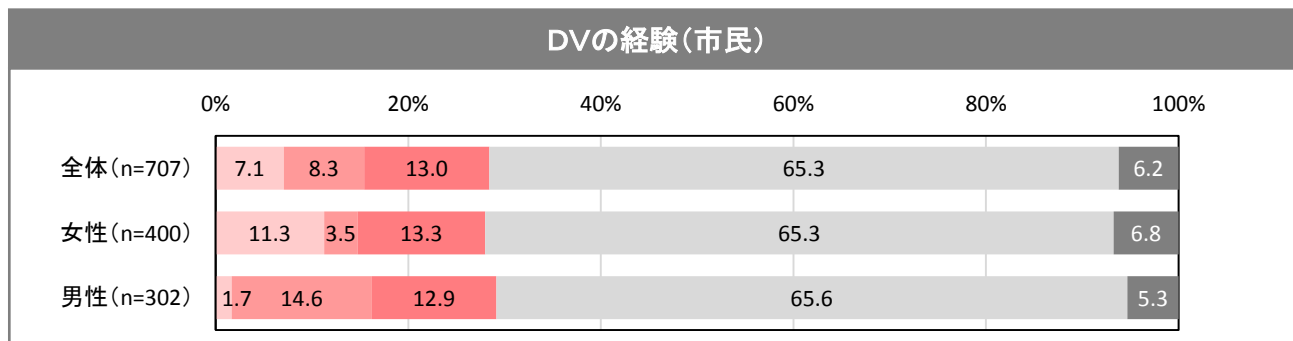
聞いたことがない

無回答

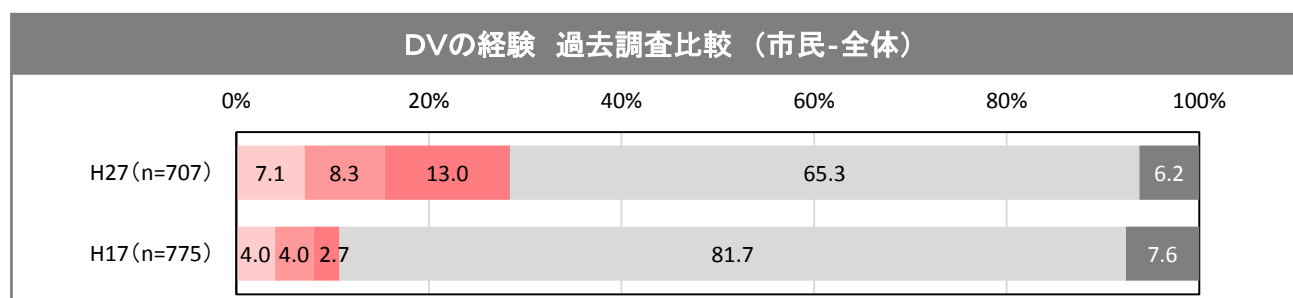
第2章 小城市の現状

⑦ 男女間の暴力（DV）について

DVについては、男女ともに「どちらもない」と回答している割合が6割以上を占めています。しかし、女性で「されたことがある」・「どちらもある」と回答している割合は、25%近くと約4人に1人が、また全体では20%以上と約5人に1人がDVを受けた経験があることになります。

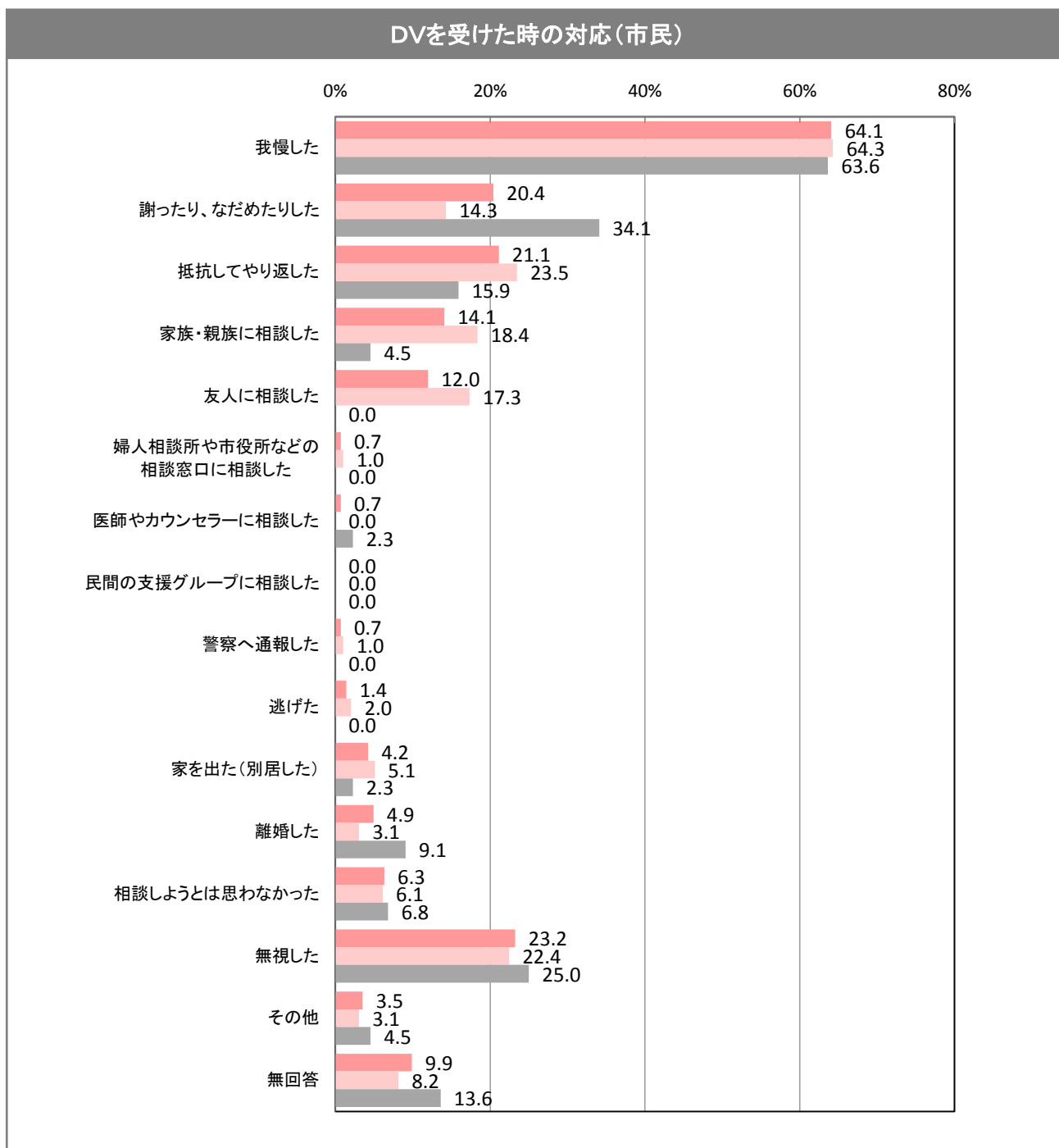


過去の調査との比較では、「どちらもない」と回答しているの割合が15%以上減少し、「されたことがある」・「どちらもある」と回答している割合が増加しています。



■ されたことがある
 ■ したことがある
 ■ どちらもある
 ■ どちらもない
 ■ 無回答

DVを受けた時の対応では、「我慢した」と回答している割合が、6割以上を占めていることから、被害が表面化していないケースがあると推察されます。



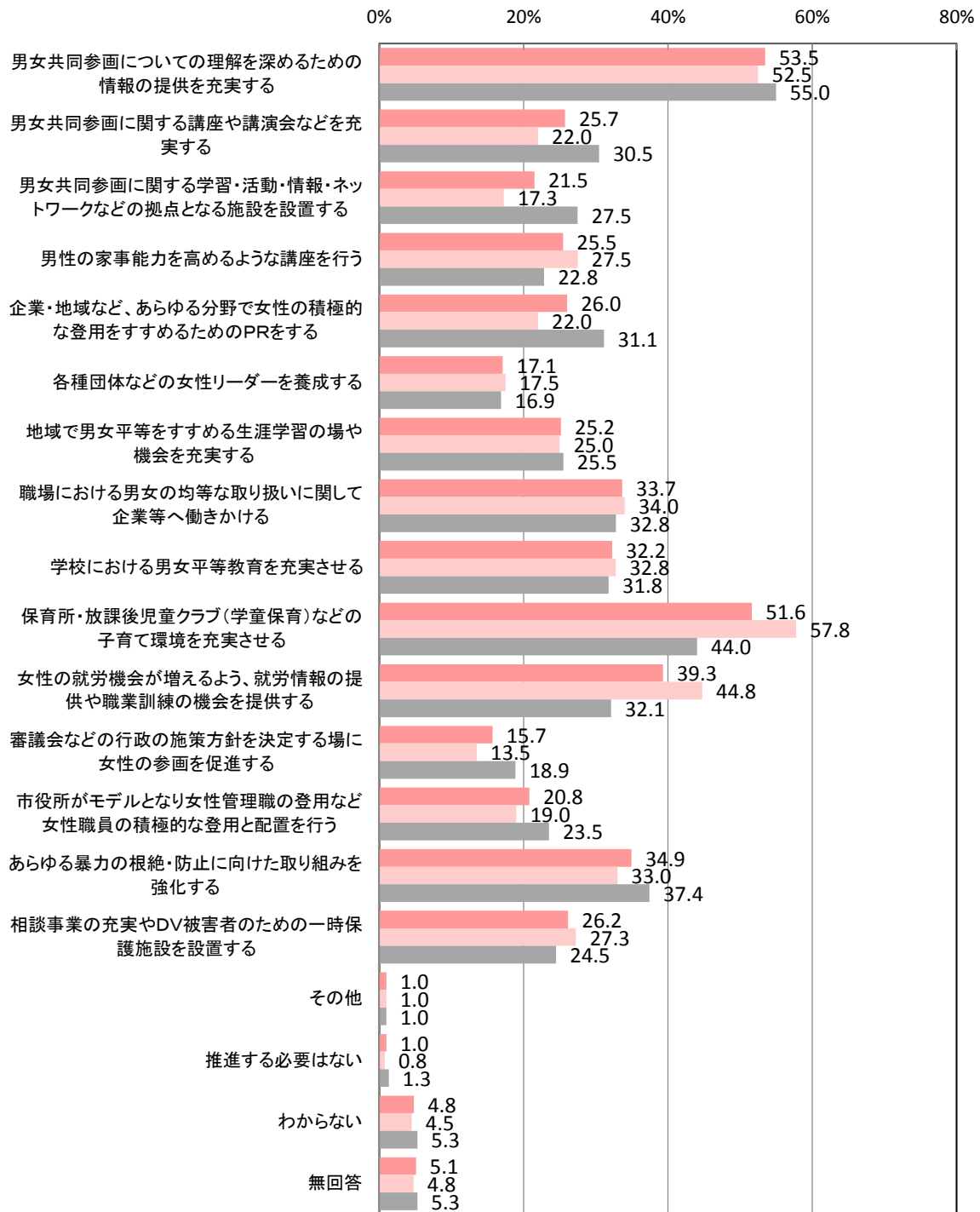
■ 全体(n=142) ■ 女性(n=98) ■ 男性(n=44)

第2章 小城市の現状

⑧ 男女共同参画を進めるための取り組みについて

小城市で男女共同参画社会を進めるために必要な取り組みとして、「男女共同参画についての情報提供の充実」や「子育て環境の充実」が必要と考えている割合が、5割を超えています。

男女共同参画を進めるための取り組み（市民）



■ 全体 (n=707) ■ 女性 (n=400) ■ 男性 (n=302)

